広報きたうら

昭和50年7月20日発行　第175号◆発行と編集　茨城県行方郡北浦村役場　☎ 02915—2111

村の人口と世帯

昭和50年6月末日住民基本台帳調

		前月比
世帯数	2,373	減 3
人口	11,121	増 2
男	5,503	増 12
女	5,618	減 10

ささのは、さらさら…こどもたちの夢をこめて、要小で七夕まつりが行なわれました。これは、児童会活動の一つとして行なったもので、歴史を知り、七夕をつくることをとおして、友だちと仲よく協力しながら、創造力を養おうというものです。

校庭にみごとに飾られた七夕は、こどもたちの投票により審査が行なわれ、一年生に、一位の折り紙がつけられました。

七夕のしたで遊んでいるこどもたちは元気いっぱい、みんな笑顔です。しかし、こどもたちの夢もかわり「つうしんぼがよくなりますように」「よい成績がとれますように」と、ちょっとさびしい気もしました。

国保税率の引上げ決定
消防団員の退職金も引上げ

北浦村議会第2回定例会

北浦村議会第二回定例会は、六月十六日より二十日まで行なわれました。今回は、国民健康保険税条例が改正され、税率が引上げられたこと、消防団員の退職報償金が引き上げられたことが、主な内容です。一般質問は、一件にとどまりました。概要については、つぎのとおりです。

□報告第3号
繰越明許費繰越計算書について
昭和四十九年度北浦村一般会計予算のなかで、一部が今年度に繰り越され、その報告がされました。
事業名　事業
繰越額　三千十一万九千五百円
（繰越明許費とは、予算成立後の事由により年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用することができるものです。）

□議案第23号
北浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
地法税法の一部が改正されたことに伴い、北浦村国民健康保険税条例も改正され、実質、保険税率などの引上げが行なわれました。
所得割　百分の三・二一
資産割　百分の二十九・七四
被保険者均等割
被保険者一人について　三千四百円
世帯別平等割
一世帯について　四千九百円

□議案第24号
北浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部改正が行なわれたことに伴い、別表のような引上げが行なわれました。

□議案第25号
昭和五十年度北浦村一般会計補正予算について
今回、一千二十一万三千円を追加し、歳入歳出それぞれ九億一千八百二十一万円となりました。
主な支出
○総務費
職員退職手当組合特別負担金　百七十二万六千円
○衛生費
茨城県助看婦会館看護研修センター建設負担金　四万四千円
○消防費
退職団員報酬掛金　五十五万九千円
○教育費
要公民館建設工事等請負費　二百二十万円
給食材料費　五百十九万円
耐火書庫（新城・小貫）　四十五万円
○諸支出金
過年度還付金　四万四千円

□議案第26号
監査委員の選任につき同意を求めることについて
監査委員の原　正衛氏が六月六日死去されたことにより、次の方が後任委員になりました。
島田　静夫
明治44年9月3日生
北浦村大字三和六三九番地

□受理番号1
稲平武田線改良舗装に関する請願
（小幡　石橋荘市郎外五十八名）
審査結果　採択

□受理番号2
稲荷平線改良舗装に関する請願
（小幡　石橋荘市郎外五十八名）
審査結果　採択

□受理番号3
□受理番号4
道路セメント舗装に関する請願
（長野江　高柳幸司外十五名）
審査結果　継続審査

退職報償金支給額

（単位円）

階級	勤務年数				
	10～15年	15～20年	20～25年	25～30年	30年以上
団長	50,000	80,000	120,000	160,000	200,000
副団長	45,000	70,000	100,000	140,000	180,000
分団長・副分団長	40,000	60,000	90,000	120,000	160,000
部長・班長	35,000	55,000	80,000	110,000	150,000
団員	30,000	50,000	75,000	100,000	140,000

一般質問

超過負担の解消について

つぎは、一般質問について収録したものですが、今度の定例会は、この一件のみでした。

内田泰山議員

不況とインフレの同時進行の中で、村民の暮らしと経営は深刻な影響を受けております。こうした中で、新しく再任を受けて村政を担当した村長さんあなたに一万一千村民は、勢司村政が村民福祉、産業と経済、教育と文化、地方自治権擁護など各分野にわたって村民本位の施策を進められることを切望しております。こうした観点から、村政一般それを支える村財政の実状、その質的な実体を明らかにするために質問を行ないます。

まず、当面の村政の展望については、広報きたうら第百七十四号で村長再任のあいさつとして述べられておりますので、それを了承するものであります。しかしながら、その展望的な政治姿勢の提示と、実際の執行の間の開きの大きいのが最近の特徴であるわけであります。最近のご婦人方のことばにも「つくろい物はやらない」といわれているように、場当りの村政の執行姿勢では、この危機は切りぬけられない点で、今後も場当りぬけられない執行を続けるつもりであるのかどうか、これが第一点であります。

次に、昭和五十年度の財政運営を含めた超過負担解消についてでありますが、これは昨年十二月定例村議会でその解消決議を得て、政府自治省などへも要請されております。このことを、再任を果たされた村長さん自体どのように考えておられるか、この点が第二点であります。これについては、自治省次官通達などで、自治省の指導にそって財政健全化計画を建てて取組むならば、地方財政の弾力

的運用などの財政措置を検討すると、こういったいわばアメとムチの政府政策を新たに折出しているわけであります。これを一つの背景とする一方、昭和四十九年度決算では、赤字転落の地方自治体は前年度より八十七団体も増えて全国で二、一一〇団体に達する見通しといわれています。このへんの事情を十分考えられて、超過負担解消にどのような努力を払われているか、という点であります。

さらに、村政の現状からして超過負担の現状は、村長さんも認められているのですから、勢司村長執行の過去四年間の超過負担について即刻調査してその調査結果を公表できるかどうか、この点が第二点で、もちろん超過負担の内容である単価差、数量差、対象差、認可差に分けて調査すべきであって、この調査をし公表できるかどうか、うかがいます。

村長　政治的に見てたいへん重要な問題でありまして、石油ショック以来内外の情勢の影響を受けまして村財政も大きく響いたわけであります。ご質問の内容等大変大きな問題でありまして、単的にこれを実現せよと申されましてもお答えができないような始末でございます。ただ申し上げることができますのは、この前の選挙におきましても、一つの考え方として、国や県が助成することをねらいとして、多くの補助金をいただくことに着眼し、しかも北浦村の実状にそっているかどうか、そっているならば進んでこれを取上げ、そっていなければこれを遠慮するほかはない、ということを一つのスローガンとして申し上げてきましたが、これもこのように財政難を緩和するための一つとして考えたわけであります。

なお、私が村長就任にあたりまして広報をもってごあいさつ申し上げた通りでありまして、過去四年間の実績を考えまして、非常に財政的に追いつめられた村政をどうするかという質問に対しても、三月の議会においても三ケ年計画を取りやめざるをえないということも話しまして、それらを総じてなるべく村の実状にそったところのいわゆる住民福祉を主体としたところの構想のもとに現状において北浦村が劣っているところを補わなければならない、超過負担の問題も、全国町村長大会におきましても、超過負担させないように陳情する一方、県の町村長会におきましても同様に陳情しております。その結果は、どのようになっておりますか、簡単には解決できないかと思います。そのようなわけで、対策といたしましても、はっきりしたものはもっておりません。

納得えられるようなお答えだったかどうかはわかりませんが、具体的にご質問があれば、それらについてお答えしたいと思います。

内田泰山議員

第三点の過去五ケ年間の北浦村における超過負担の総額について調査し、それを公表することを約束できるかという点については、どうですか。

村長　これは、たいへんめんどうなことだと思いますけれども、財政をあずかる身にとっては重要な点でありましょうから、何らかのご期待にそうよう、後日発表する機会を得たいと思います。

国民健康保険

10年でこんなに上った

受診率一・六倍、費用額四・二倍

国保税は六・七倍に

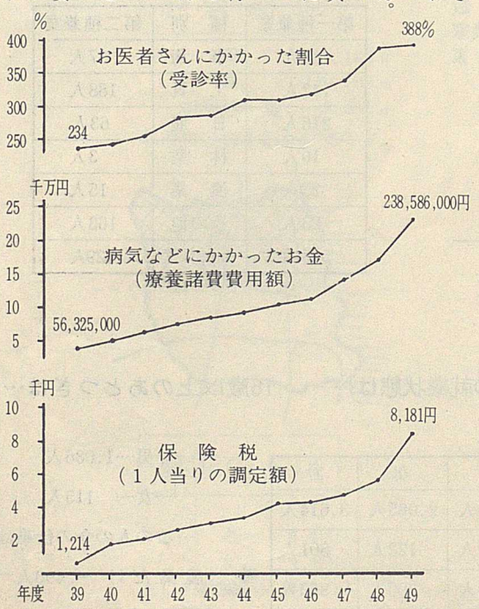

国民健康保険税は、他の税金などと異なって目的税ですから、その目的に応じて、税金が賦課されるようになっています。医療費はみなさんから徴収した国保税や国県、村からの負担金で支払われています。ですから、当然、医療費が増えるとその割合に応じて、保険税も増えていくことになります。

当初に、その年の医療費を推計し、国や県、村で負担する分を除いて、残りを保険税という形で補ってゆくわけです。その賦課は、所得や資産また、人数などによって税率などを決定してゆきます。

—税額一人当りで
四十%の増加—

病気になると、すぐにお医者さんにとんでいって、窓口に保険証を出し、一部の負担金だけで、安心して治療が受けられるようになっています。

しかし、この医療制度で喜こんではいられません。治療を受ければ当然出費も多くなります。そして、毎年六月になると「また税金が高くなったなァ」などという声がきかれます。

しかし、この税金も自然と高くなってしまう訳ではありません。薬代が上がったり、治療が上がったりするなどのいろいろのことがありますが、つぎにその一部の関係についてふれてみましょう。

—医療費がふえると
税金もふえる—

今年の税率については、次のように決定され、これにもとづいて税金が賦課されました。

所得割　百分の三・二一%
資産割　百分の二十九・七四%
均等割　三千四百円
平等割　四千九百円
（この四つを合計して一世帯の一年間の額が算出されます。均等割は一人当り、平等割は一世当りです。）

また、保険税は、所得の低い人たち（五百二十六世帯）や、限度額（十二万円）を超える人たちの部分については、減額がなされています。

昭和五十年の一世帯当りの額は平均で、五万一千二百九十円、一人当りの額は一万一千四百五十六円になっています。この一人当りの額は、前年に比べて四十%の増加に達しています。

統計でみる北浦の農業

（昭和49年度農業基本調査より）

毎年２月には、農業に関する統計がとられています。

ここにあげたのは、昨年行なわれた農業基本調査の結果です。数字を通して、北浦村の農業の姿を見てください。

農家の専業・兼業の状態は……

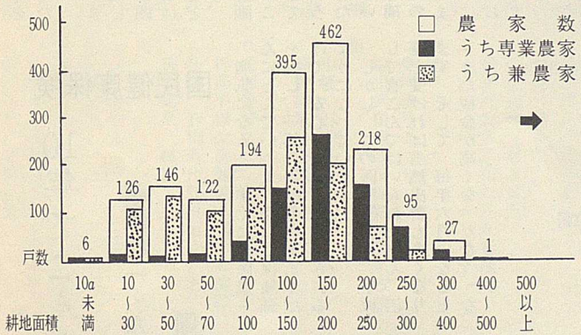

家としての主な兼業種類別農家数は……

第一種兼業	種　別	第二種兼業
83人	事　務	97人
142人	工　員	188人
216人	日　雇	63人
10人	林　業	3人
23人	漁　業	15人
23人	その他	163人
525 人	計	529人

農家人口は……

年　令	男	女
0～14才	958人	903人
15　才	86人	79人
16～29才	1,045人	864人
30～59才	1,691人	1,825人
60 以 上	620人	797人
計	4,400人	4,468人

16歳以上の世帯員の就業状態は…

種　別	男	女	計
農業だけに従事	1,529人	2,085人	3,614人
農業に多く従事	379人	122人	501人
兼業に多く従事	570人	290人	860人
兼業だけに従事	377人	229人	606人
通学・無職	501人	760人	1,261人

16歳以上のあとつぎは…

男…1,086人
女…　115人

この人の今の仕事は

- 農業だけ ～ 490人
- 農業が多い ～ 134人
- 兼業だけ ～ 214人
- 兼業が多い ～ 145人
- 通学・無職 ～ 103人

伺ってる家畜は…乳用牛 292，肉用牛 324，豚 11,437，ニワトリ 146,919，ブロイラー 11,000

使ってる機械は…耕運機 1,664，トラクター 17，田植機 45，刈取機 289，脱穀機 1,320，乾燥機 1,218，コンバイン 7，トラック 750

今年の10月１日は国勢調査が行なわれます。

農　家　数

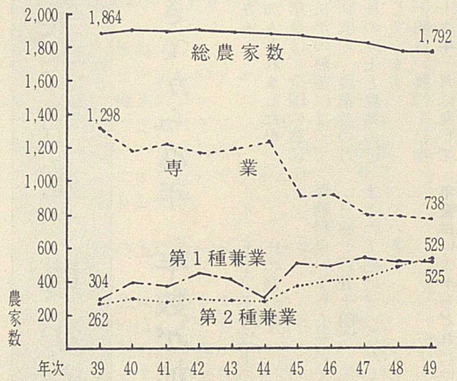

経営耕地

田	86,165 a
畑	146,788 a
樹園地・他	9,051 a

北浦村の約４割が耕地です。

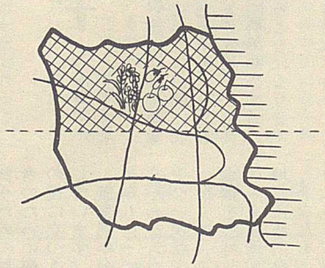

農家の人口

男	4,400人
女	4,468人

人口の約80%は農家の人です。

作目別収穫面積は……

	作　目　名	収穫面積	栽培農家数
1	水　　稲	78,634a	1,580戸
2	麦　　類	38,606a	962戸
3	ラッカセイ	36,015a	1,047戸
4	カンショ	30,567a	1,081戸
5	タバコ	25,567a	371戸
6	ミツバ	10,977a	722戸
7	レンコン	5,583a	217戸
8	メロン	4,303a	196戸
9	ゴボウ	4,121a	406戸
10	バレイショ	3,720a	727戸
11	陸　　稲	3,491a	221戸
12	白　　菜	2,413a	708戸
13	ニンジン	2,363a	401戸
14	ダイコン	1,507a	747戸
15	飼　　料	1,310a	12戸

施設園芸は……

農家数		71戸
収穫面積		14,605a
主な作物は	トマト	39戸 ～ 7,940a
	キュウリ	24戸 ～ 4,290a
	イチゴ	6戸 ～ 1,270a

果樹栽培は（成園）……

主な果樹は	クリ	16戸 ～ 513a
	ウメ	11戸 ～ 145a
	ブドウ	5戸 ～ 79a
	ナシ	1戸 ～ 50a

今年の10月１日は国勢調査が行なわれます。

農業者年金で農かな老後を

出きてから4年　半数が加入、あなたもすぐに

農業者のみなさん　農業者年金に加入されましたか

この農業者年金は、全国の農業者の皆さんの長年の熱望によってできあがった制度で、農業者の方々の老後の福祉の向上と農業の近代化を目的としています。

豊かな老後と明るい農村を目指して、昭和四十六年一月に発して以来四年を経過しています。

大正五年生まれの方は、昭和五十一年から給付が開始されます。

この年金制度は、農家の方々に大変有利になっていますから、まだ未加入の方は、すぐに加入してください。

どんな人が加入しなければなりませんか（当然加入）

五十アール以上の農業経営主で国民年金に加入している大正五年四月以後生まれた人は、すべて加入しなければなりません。

そのほかどんな人が加入できますか（任意加入）

国民年金に加入している五十五歳未満の人で、次に該当する人は希望によって加入することができます。

ア、三十アール以上五十アール未満の農業経営主

イ、五十アール以上の農業経営主の後つぎ

農業者年金に加入されましたか

この農業者年金は、全国の農業者の皆さんの長年の熱望によってできあがった制度で、農業者の方々の老後の福祉の向上と農業の近代化を目的としています。

豊かな老後と明るい農村を目指して、昭和四十六年一月に発して以来四年を経過しています。

大正五年生まれの方は、昭和五十一年から給付が開始されます。

この年金制度は、農家の方々に大変有利になっていますから、まだ未加入の方は、すぐに加入してください。

どんな人が加入しなければなりませんか（当然加入）

五十アール以上の農業経営主で国民年金に加入している大正五年四月以後生まれた人は、すべて加入しなければなりません。

そのほかどんな人が加入できますか（任意加入）

国民年金に加入している五十五歳未満の人で、次に該当する人は希望によって加入することができます。

ア、三十アール以上五十アール未満の農業経営主

イ、五十アール以上の農業経営主の後つぎ

保険料はいくらくらいですか

月額七百五十円で、三ケ月毎にまとめて納めていただくことになっています。

年金はいつからどれだけもらえますか

農業経営を後つぎに譲って隠居した場合や、農地を他人に譲って農業をやめた場合に、六十歳から六十五歳になるまで経営移譲年金また農業をやめてもやめなくても六十五歳からは、農業者老令年金がもらえます。

掛金に比べて数倍の年金がもらえるのは、納めた保険料の約四十%の国庫補助があるからです。

物価や所得の上昇の激しい時代に年金に加入すると損をしませんか

年金の給付額は、将来物価や所得が大巾に上って実情に合わなくなった場合などには、これに応じて改定されることになっています。

農業者年金は、農業経営をやめなかった場合農業者老令年金だけしかもらえないが、この場合には損にならないでしょうか。

農業をやめない場合には、農業をやめた場合に比べて支給額は低くなりますが、老令年金だけでも例えば七十三歳まで受給した場合には、納めた保険料の額の二倍以上の支給を受けることになります。

農業者年金の保険料はどのように運用されますか

保険料は、年金の支給のための財源として国の補助金と合わせて積み立てられますが、運用については、例えば離農する人の農地を買うための長期低利の貸付、加入者のための福祉施設など、皆さんの役に立つように運用することにしています。

農業者年金は発足してからまだ何年もたっていませんが、よく内容がわからないためか、加入者が少ない現状です。

村では、この農業者年金制度の趣旨を理解してもらうと同時に、加入を促進するために、七月に各地区で説明会を開催しています。あなたも、この機会に是非加入されるようおすすめします。

北浦村の加入状況

	予定者	加入者	加入率
当然加入	980人	502人	51.2%
任意加入	531人	1人	—
計	1,511　人	503人	33.3%

（50年6月現在）

給付の月額

給付の種類＼加入期間		5　年	20　年	25　年	30　年
60～64歳	経営移譲を要件とする給付　A	円 8,000	円 16,000	円 20,000	円 24,000
65歳以降	経営移譲（65歳まで）を要件とする給付　B	円 800	円 1,600	円 2,000	円 2,400
	経営移譲の有無にかかわらず行なう給付　C	1,000	4,000	5,000	6,000
	国民年金所得比例給付D	900	3,600	4,500	5,400
	国民年金定額給付　E	6,000	9,600	11,200	12,800
	計　B+C+D+E （ ）内はC+D+E	8,700 (7,900)	18,800 (17,200)	22,700 (20,700)	26,600 (24,200)

（注）　（ ）内は経営移譲しなかった人

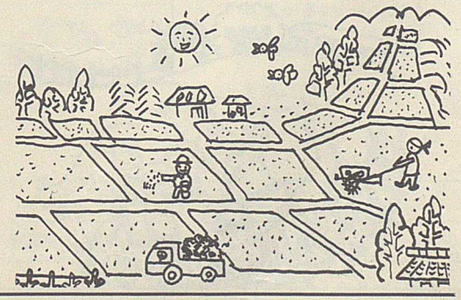

しあわせはまず健康から!!

無料で治療がうけられる
老人医療制度のごあんない

1　この制度は

老人が必要とする医療を容易にうけられるようにするため、医療保険で病気などにかかった場合に、自己負担する費用を、国・県・村がそれぞれに応じて負担する制度です。

（保険で扱われない費用は、本人負担となります。）

2　制度をうけられる方は

(1)　70歳以上の老人

(2)　65歳以上で、心身に障害のある次の事項に該当する老人です。

①　国民年金の障害年金、障害福祉年金をうけている老人

②　身体障害者手帳で一～三級の障害の老人

③　廃疾（障害）の状態が①②と同程度であることが証明された老人

（証明の手続きは、住民課へ相談ください。）

○注意

(1)(2)に該当する老人でも、本人また家族の所得によって、この制度から除かれる場合があります。また、国民健康保険以外の保険の本人も除かれます。

3　制度をうける手続きは

次の書類などを役場住民課へ持参して、申し出てください。

①健康保険証　②印鑑　③身体障害者手帳、障害年金証書など

4　次の書類を交付します。

①老人医療受給者証

②老人医療費請求書（国民健康保険の方には交付されません）

5　病院などにかかるときは

次の書類を病院などの窓口へ出してください。

自己負担を支払わずにかかれます。

(1)　国民健康保険に加入している老人

①保険証　②老人医療費受給者証

(2)　国民健康保険以外の保険に加入している老人

①保険証　②老人医療費受給者証　③老人医療費請求書（一カ月に一枚提出）

○注意

・書類のどれかを忘れると、自己負担（現金）を支払うことになります。

・ベッドの差額代、往診の車代、歯科の特殊な場合などは保険で扱われないので、本人負担になります。

・受給者証など、止むを得ない理由で忘れ、保険で扱われる医療費を支払った場合は、住民課に相談ください。

・老人医療費請求書の手持ちがなくなったら、保険証と受給者証を持って住民課へ申し出てください。

6　こんなときはすぐ届出を

老人や家族の方に次のようなことがありましたら、早急に申し出してください。

・受給者証を破り、汚し、紛失したとき

・老人の氏名が変ったとき

・老人の住所が変ったとき

・加入している医療保険が変ったとき

・結婚や扶養義務者の変更のとき

この届出のときは、受給者証印鑑を持参し、申し出をしてください。

なお、詳細については、役場住民課福祉係にお問い合わせください。

負　担　は

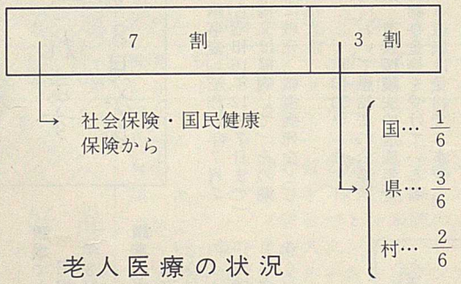

老人医療の状況

	受給者(月平均		老人医療費用額
	国　保	社　保	
48　年	592人	63人	10,880,258円
49　年	581人	71人	14,673,205円
50年(見込)	581人	71人	17,269,000円

暮らしのヒント

シリーズ3

青菜のゆですぎは3つのソン

1.　燃料のソン
2.　ビタミンのソン
3.　風味のソン

塩ひとつまみ（1リットルのお湯に大さじ1ぱい）を入れた、たっぷりの沸騰湯で、ふたをしないで手早くゆで、手早く冷やしましょう。

畳の上にカーペットはダメ

たたみを長持ちさせようと、カーペットを敷くのはムダです。たたみは湿気に弱く、湿気の逃げ場がないと、むれて早くいたみます。1ケ月に1回のからぶき、固くしぼったぞうきんぶきが長持ちさせるコツです。

無料です、お気軽にどんどん利用してください

農業後継者をさがせ

農委で結婚相談を開始

北浦村農業委員会では、この六月から農業後継者結婚相談活動をはじめ、本格的にお嫁さん・お婿さんさがしにのりだしました。

農家の嫁がいない、若い人がいないなど、以前からも叫ばれていましたが、何のうつ手もなく、その解決がせまられていただけに、この相談活動に大きな期待をよせています。

学校を卒業すると、すぐに都会ということで、多くの若い人達はみな就職してゆきました。そして最近の農家の労働力は、経済の発展に伴い他産業へ吸収されてしまい、減少の道をたどるとともに、特に農家のあとどりに対する配偶者の不足は、深刻な現状におかれています。

このような中で、農業委員会では、農業就業近代化対策事業の一環として、後継者に配偶者のあっせんをし、近代農家の育成強化をはかり、農家経営の安定向上を図ることに役立てようとして、結婚相談活動を行なうこととしたわけです。

相談は、農業委員及び農業就業近代化対策事業相談員が中心となって進めます。

まず、月一回づつ公民館で集合相談活動を行なっています。相談時間は午前九時から午後四時までになっています。これには、毎回五人の相談員があたります。

また、各地区での個別相談もあり、家庭訪問などを中心に行なわれます。

この相談活動は、二十歳から三十歳までを対称にあげられた九百名をこす結婚適令者名簿等により郡内の各町村との連絡もとりながら行なわれます。

結婚相談の申し込みは、農業委員会事務局（役場産業課内）へ写真及び印鑑を持参して出してください。本人又は代人で結構です。費用は無料で、受付は毎日行なっています。

六月に行なわれた第一回目の集合相談活動は、この活動がよくわからなかったためか、相談がありませんでしたが、これから、気軽にご利用ください。

集合相談活動日程

第三回	8月20日
四	9月18日
五	10月22日
六	11月19日
七	12月18日

場所　北浦村公民館
時間　午前九時～午後四時

特別弔慰金

20万円が支給されます

手続きは住民課で8月から

今年は終戦三十周年にあたります。そこで、戦没者等の遺族に対し、国として改めて弔慰の意を表わすため、特別弔慰金が支給されることになりました。

該当すると思われる方は、請求の手続きをしてください。

対象者

1　昭和40年に制定された「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」に定める特別弔慰金（3万円の記名国債）を受給した遺族および、受給資格はあったが請求しなかった遺族。

なお、受給資格のあった遺族の相続人として受給した者は、今回は受給できません。

2　昭和16年12月8日以後に死亡した者（昭和12年7月7日以後受傷罹病し、昭和16年12月8日以後に死亡した者を含む）で「戦傷病者戦没者等遺族援護法」に定める弔慰金（5万円又は3万円の記名国債）を受給した遺族。

ただし、昭和50年4月1日現在において恩給法の公務扶助料、遺族援護法の遺族年金、遺族給与金等を受けている者がいる遺族は受給できません。

3　日華事変（昭和12年7月7日から昭和16年12月7日まで）で受傷又は罹病して、その期間内に戦死、戦傷病死などした者の遺族

ただし、昭和50年4月1日現在において恩給法の公務扶助料、遺族援護法の遺族年金遺族給与金等を受けている者がいる遺族は受給できません。

請求できる者の順位

1　戦没者等の配偶者
2　戦没者等の子
3　戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
4　1 2 3にかかげる遺族がいないため、遺族援護法に定める弔慰金の受給権を取得した者

この順位により昭和50年4月1日現在で、先順位にある者一人だけが請求できます。

しかし、例えば配偶者が遺族以外の者の養子となったり、婚姻して氏を改めたときなどは原則として氏を改めた者から請求できませんから、詳しいことはおたずねください。

今回支給される額

20万円（記名国債、無利子、10年償還、第一回目の支払償還日は昭和51年6月15日）

請求できる期間

昭和50年8月1日から昭和53年3月31日まで

請求をするときは

この特別弔慰金を請求されるときは、請求者本人が印鑑持参のうえおいでください。なお、戸籍謄本や住民票等が必要となりますので、交付手数料をご用意ください。

（住民課福祉係扱い）

気をつけよう 電気事故

○ぬれ手、ぬれ足での電気の取扱いは危険です。

○切れた電線をみつけた時は、さわらずに、めんどうでもすぐ東京電力へ連絡を。

○台風期にテレビアンテナが倒れたり、立てかけた材木が倒れて電線を切る事があります。しっかり結えよう。

○作業中鉄パイプなどをふりまわし電線にさわると、大変危険です。電線に接近して作業する時は、事前に東京電力に連絡し、防護管を取付けて安全な方法で作業しましょう。

電気安全強調旬間

八月一日～八月十日

今年の10月１日は国勢調査が行なわれます。

密封商品には必ず正味量の記入を

食料品を中心とする日常消費物資の正味量の表記について、計量法が改正され、昭和五十年三月十五日から、密封商品には必ずその正味量を記入することが義務づけられました。（ただし、昭和五十年三月十五日以前に密封された商品については、同年九月十四日までは適用されません）

なお、政令で指定されない商品であっても、法定計量単位により計量し、密封して販売する場合は、従来どおり正味量を表記しなければなりませんので、商品の詰込の際は十分注意してください。

品種	品目
魚貝類	さけ、ます、いわし、かつを、まぐろ、さば、あじ、かき、ほたて貝柱、あか貝、はまぐり、あさり、あわび、とこぶし、さざえ、ほっき貝、たいら貝柱、ばい貝及びかにの加工品（乾燥品、塩蔵品、つけ物及びつくだにを除く。）並びにうにの加工品。 たづくり、干しかずのこ、煮干しこうなご、塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら、キャビア、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、削りぶし、たいのでんぶ、たらのでんぶ、食料魚粉、くんせいいか、いかの塩辛、くんせいたこ、素干しえび、煮干しえび及び冷凍えび。
食肉類	食肉（骨付きのものを除く。） 鯨肉の加工品（塩蔵品を除く。）、ハム、ベーコン、ソーセージ、コンビーフ、ハンバーグステーキ、みそづけ肉、かすづけ肉、こうじづけ肉、肉の味付煮
豆野菜類	豆類（さやつきのものを除き、質量が10kg未満のもの。） グリンピース水煮、豆甘煮、きなこ、アスパラガス水煮、片くり粉、乾燥しいたけ、洗いごま、すりごま、ごま塩。
果実	干しぶどう、アーモンド、シロップづけの果実
穀類	雑穀及び雑穀粉（質量が10kg未満のもの。） 精米（質量が30kg以下のもの。）精麦及び小麦粉。
調味料	食塩、みそ、しょうゆ、化学調味料、カレー粉及び即席カレー、砂糖（角砂糖を除く。）酢、ウスターソース及び濃厚ソース、トマトケチヤップ、トマトピューレ、トマトペースト、マヨネーズソース、サラダドレッシング、フレンチドレッシング、その他のドレッシング。
海草類	おぼろこんぶ、とろろこんぶ、切りこんぶ、刻みこんぶ、こんぶ茶、干しひじき。
飲料類	牛乳，乳酸を含有する清涼飲料、炭酸ガスを含有する清涼飲料（ラムネを除く。）野菜ジュース、（トマトジュースを含む。）果実飲料、酒類。
めん類	乾めん、即席めん類、マカロニ、スパゲッティ。
乳製品	練乳、粉乳、バター、チーズ、アイスクリームミックスパウダ。ショートニング、マーガリン、ジャム、マーマレード、果実バター
し好品	ビスケット、クラッカー、クッキー及びかんぱん（ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、又は付けたものを除くものとし、１個の質量が３ｇ未満のもの。）チョコレート（ナッツ類、キャンデー等を入れたものを除く、板状のもの。）並びにバターピーナッツ（質量が１kg未満のもの。） コーヒー及びインスタントコーヒー、ココア及びインスタントココア、緑茶（玄米茶を含む）インスタント緑茶、紅茶及びインスタント紅茶、粉末ジュースその他の粉末状の清涼飲料、麦茶 即席しるこ、即席ぜんざい及びあん類。
その他	はちみつ、植物性食用油、はるさめ、つくだに（質量が１kg未満のもの。）石炭、綿縫糸及び絹縫糸（長さが1,000ｍ未満のもの。）手編み毛糸、ふとん綿及び中入綿、塗料及び塗料用希釈剤（質量又は体積が30kg又は18ℓ以下のもの。）液化石油ガス（質量が50kg以下のもの。）灯油、合成洗剤

今年の10月１日は国勢調査が行なわれます。

前納すると安くなります
テレビ受信料

テレビ受信料を前納すると、白黒で三百十五円、カラーで四百六十五円の割引きになります。

前納期間は六ケ月ですから、かりに北浦村の加入契約を全部前納すると、割引額は八十六万八千円という大きい額になります。

北浦村は、他町村にくらべて前納がおとっています。一括払込はいかがでしょう。

料金

	普通	前納
白黒	三、七八〇円	三、四六五円
カラー	五、五八〇円	五、一一五

前納状況

	契約数	前納件数	前納割合
玉造町	二、七〇六件	一、五四三件	五七・〇%
麻生町	三、八三四件	二、〇八三件	五四・三%
北浦村	二、〇六七件	五五〇件	二六・六%

川をきれいに　川をきれいに　川をきれいに　